

生活保安課・防犯課関係事犯に関する無罪事件等特異事案の即報について

昭和六十二年四月九日生保発第二一一号、
防発第二〇五号警察本部長から各部・課・
隊・校・署長あて)

覚せい剤・麻薬事犯、銃刀、危険物事犯、風俗事犯の捜査については、日頃から適正捜査に配意されているところであるが、最近無罪事件等不適切事案が散見されるので、今後不適切事案の絶無を期し、より一層の適正捜査を推進する必要から、無罪事件等特異事案の発生を即報事項としたので下記により報告されたい。

記

一 報告対象事案

生活保安課、防犯課所掌事犯に関する

- (一)無罪事件
- (二)令状請求却下事案及び勾留請求却下事案
- (三)誤認逮捕事案
- (四)警察官に係る重要特異事案
- (五)その他これに類する特異事案

二 報告内容

- (一)事案の概要
- (二)問題点
- (三)対応の状況
- (四)事案の見通し
- (五)その他参考事項

三 報告要領

上記報告事項について判明した都度、電送又は電話で即報されたい。

四 報告先

- (一)覚せい剤・麻薬、銃刀・危険物事犯については生活保安課。
- (二)風俗事犯については防犯課。